



野焼き禁止！

野焼きは、煙や臭いが周辺住民の迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質が発生する原因になるため、例外を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や県条例で禁止されています。

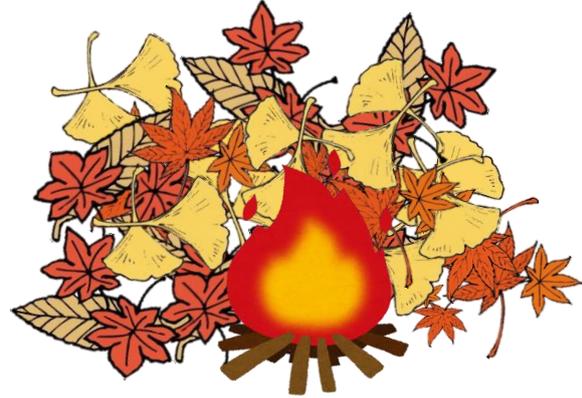
●野焼きって？

野焼きとは、一定の焼却施設を使わずに、家庭ごみや雑草・雑木などの廃棄物を、屋外でそのまま燃やしてしまうことです。

◎田んぼや畑の野焼きはいけないの？

焼き畑、畔の草、下枝の焼却など農業を営むために行われる焼却については、例外として認められています。ただし、周辺住民の方からの苦情があれば指導の対象となります。

(裏面「快適な生活環境の維持について」をご覧ください)



●ドラム缶やブロックで囲っているから大丈夫？

法律で認められた焼却炉には様々な基準があり、ドラム缶や家庭用簡易焼却炉、素掘り、ブロック囲いを用いた焼却も法律で禁止されています。

【廃棄物焼却炉の構造基準】・・・規則第1条の7

- ①廃棄物を燃焼室で 800℃以上の状態で燃焼できること
- ②燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること
- ③外気と遮断された状態で廃棄物を燃焼室に投入できること
- ④燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置があること
- ⑤燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃焼装置があること



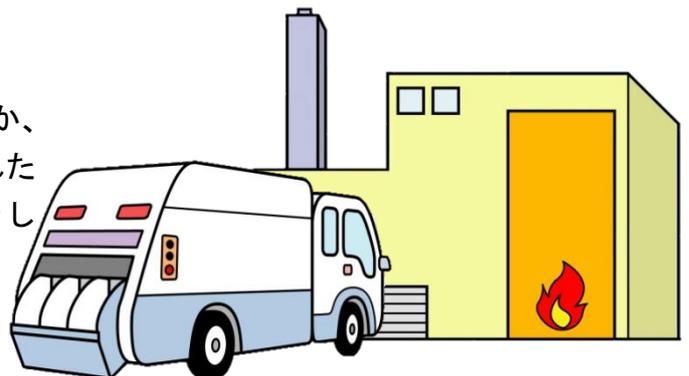
法律に違反した場合、重い罰則があります。

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（またはその併科）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第15号

●ごみはどうやって処分するの？

東部知多クリーンセンターへ直接搬入(有料)するか、町指定ごみ袋に入れて、何回かに分けて、決められた日に収集場所へ出しましょう。なお、農業を事業として営んでいる場合は、収集場所へは出せません。



【根拠法令】

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(焼却禁止)

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、**廃棄物を焼却してはならない。**

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、**五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。**

十五 **第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者**

十六は省略

2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第14条 法第16条の2第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
【例】河川管理者による施設管理や応急対応で伐採した草木等の焼却など
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
【例】災害時における木くず等の焼却など
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
【例】正月の門松、しめ縄等を焚く行事、どんと焼きなど
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
【例】農業者が行う稲わらや刈り草、剪定くず等の焼却など
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
【例】たき火、キャンプファイヤーを行う際の木くず等の焼却

※上記の焼却行為であっても、ビニール類やプラスチック類、ゴム等の焼却は一切できません。

● 快適な生活環境の維持について（お願い）

法第16条の2に掲げる焼却の例外扱いとされている場合でも、焼却によって大量の煙や悪臭が発生すれば、周辺住民からの苦情通報となり、「**周辺地域の生活環境に著しい影響**を与えている焼却」と判断されることとなります。次のことについて十分な配慮をお願いします。



1. 焼却時間が短時間（30分程度）で終わる程度の少量にとどめる。
2. 風向きや強さ、時間帯（洗濯物が干していない時間帯など）を考慮する。
3. 雑草・雑木は濡れていると煙が多く発生するため、よく乾かしてから焼却を行う。
4. 焼却する前に周辺住民に連絡するなど、理解を得て迷惑にならないように配慮する。
5. 住宅近くでは焼却をしない。

問い合わせ先

東浦町 生活経済部 環境課 環境保全係

電話：83-3111（内線282）